

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会

平成23年度 事業計画書

< 基本方針 >

稲沢市社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な団体として、行政機関、地域組織、ボランティア、市民の皆様方と協働して「誰もが安心して安全に暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指すため、次に掲げる3つの基本方針を柱に事業を進めてまいります。

また、平成23年度は「地域福祉活動計画（平成19年度から平成23年度）」策定から5年目を迎えますので、事業の見直しとともに、新たな「第2次地域福祉活動計画」の策定を進めてまいります。

1. 地域福祉活動への住民参加・協働による福祉社会の実現

地域で支えあう福祉のまちづくりを目指すため「市民への福祉の意識高揚」、「福祉活動への参加促進」、「地域活動の核となる組織やネットワークづくり」に積極的に取り組んでまいります。

2. 地域における福祉サービスの充実と支援体制の実現

誰もが適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、高齢者や障害者だけでなく、地域で暮らす全ての人が必要とする福祉サービスを適切に利用できる地域づくりに取り組んでまいります。

3. 社会福祉協議会組織体制の充実

市民生活に定着し、市民に愛される社協を目指すため、地域福祉活動を展開するなかで積極的に地域の行事に参加し、地域とのつながりを強化いたします。

< 重点事業 >

1. 法人の健全な運営と地域住民から信頼される組織の充実を図ります。
2. 「地域福祉活動計画」の基本理念である「いっしょに創ろう福祉のまち」に基づいた住民参加による地域福祉事業の展開を図ります。
3. ボランティアセンターの機能をより強化し、市民活動団体、NPO、企業等と連携・協働して事業展開を図ります。また、福祉教育やボランティア体験活動を推進させるため、各種講座の充実を図ります。
4. 相談窓口の充実を図り、利用者の目線に立った利用しやすい総合的な相談体制の充実を図ります。
5. 介護保険事業と障害福祉サービス事業については、利用者が安心して利用できるサービスの質的向上に努めます。

< 事業内容 >

1 法人運営事業

- (1) 法人基盤の強化
- (2) 本所・支所機能の強化
- (3) 役員会等の開催
 - ア 理事会の開催
 - イ 評議員会の開催
 - ウ 監事会の開催
 - エ 正副会長会の開催
- (4) 委員会の開催
 - ア 総務委員会の開催
 - イ 福祉委員会の開催

2 施設管理事業

(稲沢市身体障害者福祉センター、稲沢市稲葉老人福祉センターあすなる館、稲沢市働く婦人の家)

指定管理者制度により稲沢市から委託を受けて、施設の維持管理や利用に関する業務を行います。

3 地域福祉活動推進事業

- (1) 会員会費の募集と会員の加入促進
- (2) 社会福祉協議会だより「い～な」の発行（年4回）
- (3) リーフレットの作成
 - ・社会福祉協議会の組織や事業内容について紹介するリーフレットを作成し、PRを図ります。
- (4) 地区まちづくり推進協議会との連携
 - ・各地区まちづくり推進協議会の活動を支援する等連携を図り、地域福祉の推進に努めます。
- (5) 地区まちづくり推進協議会事業への活動助成
 - ア まちづくり活動費の助成（前年度会費実績額の50%）
 - イ まちづくり地域福祉活動への助成（1地区160,000円以内）
- (6) 介護者リフレッシュ事業の開催（稲沢市受託事業）
 - ・家庭で家族を介護している方を対象に日帰り旅行を開催します。
- (7) 花いっぱい事業の実施
 - ・地域に花の苗を植えることにより、地域住民の活動を促します。
- (8) 精神障害者ホームヘルパーフォローアップ講習会の開催（稲沢市受託事業）
- (9) 福祉映画会の開催
- (10) 地域ふれあい交流事業の実施
 - ・世代を超えた地域住民との交流をとおして地域の絆と連帯感を深めます。
- (11) 出前福祉講座等の開催
 - ・地域や企業へ出向く等して、相談援助の仕方、福祉制度の紹介等様々な福祉講座を開催します。
- (12) 市民共助パイロット事業の実施
 - ・地域の福祉課題を解決するために市民が企画・提案した事業を市民とともに取り組みます。
- (13) 第2次地域福祉活動計画の策定
 - ・多様な福祉ニーズに応えるため、福祉課題・生活課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な社会資源の開発を5か年の計画で策定します。

4 ボランティアセンター運営事業

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア登録者の増員
- (3) ボランティアの育成・支援
 - ・各種ボランティア団体への活動費助成
- (4) ボランティア・市民活動だよりの発行（年4回）
 - ・ボランティア・市民活動だよりはボランティアによる企画・取材・編集を経て発行されています。
- (5) 各種ボランティア養成講座、研修会等の開催
 - ア 視覚障害者ガイドボランティア養成講座
 - イ 男性料理ボランティアステップアップ講座
 - ウ 家具転倒防止ボランティアの養成
 - エ 傾聴ボランティアの養成・派遣
 - オ ボランティアコーディネーターの養成
 - カ 障害児託児ボランティアの養成
 - キ ボランティア・市民活動だよりの記者の養成
- (6) ボランティア・市民活動連絡会の開催
 - ・ボランティアグループや市民活動団体とのつながりを強化することを目的に様々な情報交換や交流の場を設けます。

5 歳末たすけあい配分金事業（共同募金配分金事業）

ひとり暮らし老人、障害児者、生活保護世帯等へ援護金を配付します。

6 老人福祉事業（共同募金配分金事業）

- (1) 長寿祈願祭の開催
 - ・77歳以上のお年寄りを対象に長寿を祈願します。
- (2) 三世代ふれあいゲートボール大会の開催
 - ・子どもからお年寄りまでの三世代でチームを結成し、ふれあいの輪を広げます。
- (3) パートナー福祉グラウンド・ゴルフ大会の開催
 - ・グラウンド・ゴルフを通して市民の互助・連携を図ります。
- (4) 老人クラブ連合会への助成
- (5) 命のバトン設置事業の実施
 - ・緊急事態が起きた場合、当事者に代わり必要な医療情報を迅速に医療従事者に渡せるよう、医療情報の入った筒（バトン）を一人暮らし高齢者宅の冷蔵庫等に設置します。

7 障害福祉事業（共同募金配分金事業）

- (1) 障害者在宅理容サービスの実施
 - ・重度身体障害者宅に訪問理容サービスを行います。
- (2) 音楽療法支援事業の実施
 - ・障害児への音楽療法による知的・身体的な発達や成長の援助をします。
- (3) 障害児者家族支援事業の実施
 - ・障害児者の家族や支援者への学習会、交流会等を行います。
- (4) 障害児夏休みふれあい教室の開催
 - ・夏休みの期間を利用して、閉じこもりがちな障害児を対象に余暇活動を行います。
- (5) 福祉自動車の貸出し
 - ・車いすを必要とする方の外出支援として福祉自動車を貸出します。
- (6) 車いすの貸出し
 - ・一時的に車いすが必要な方に貸出します。
- (7) 各種障害者福祉団体への助成

8 児童福祉事業（共同募金配分金事業）

- (1) 福祉実践教室の開催
 - ・学校において車いす、手話、点字、要約筆記等の体験学習を開催します。
- (2) 福祉体験作文コンクールの協賛
 - ・福祉の体験をテーマとした作文を募集します。
- (3) 福祉教育活動育成費の助成（市内高等学校）
- (4) ボランティア探検隊の開催
 - ・学生を対象としたボランティア体験講座を開催します。
- (5) 施設ボランティア体験学習の開催
 - ・施設でのボランティア体験の場を提供します。
- (6) ボランティアチルドレン支援事業の実施
 - ・地域での子どもたちの交流体験やボランティア活動を支援します。
- (7) 置き傘設置事業の実施
 - ・小学校新1年生の各教室に置き傘を設置します。（児童数分）
- (8) 子育て支援事業の実施
 - ・児童館、児童センター、保育園において人形劇を実施し、保護者の子育ての不安や悩み解消の手助けと乳幼児の健全な発達を支援します。

- (9) 赤い羽根遊園地の整備
 - ・遊具の設置や改修費を助成します。
- (10) ひとり親家庭日帰り旅行の開催
 - ・ひとり親家庭を対象に日帰り旅行を行い、家族の交流を図ります。
- (11) 各種児童福祉団体への助成
- (12) 母子寡婦福祉会への助成

9 福祉育成事業（共同募金配分金事業）

- (1) 社会福祉大会の開催
 - ・福祉活動に尽力された方・団体、共同募金に多額の寄付をされた方・団体等を顕彰し、感謝の意を表します。
- (2) 福祉まつりの開催
 - ・福祉団体・ボランティアの活動の場や市民への福祉の啓発の場として開催します。
- (3) 福祉バザーの開催
 - ・障害者団体・施設にバザーの場を提供し、活動を支援します。
- (4) 火災被災者の援護
 - ・火災により被災された方に見舞金を支給します。
- (5) 災害時救援マニュアルの作成
 - ・大規模災害を想定し、災害ボランティアセンターの立ち上げや職員の出動体制のマニュアルを作成します。
- (6) 民生委員・児童委員協議会への助成
- (7) 保護司会への助成
- (8) 遺族会への助成
- (9) 傷痍軍人会並びに同妻の会への助成
- (10) 原水爆被災者の会への助成

10 資金貸付事業

- (1) 小口資金貸付事業
 - ・2万円を限度に貸し付けをします。
- (2) ぐらし資金貸付事業（愛知県社会福祉協議会受託事業）
 - ・10万円を限度に貸し付けをします。
- (3) 生活福祉資金貸付事業（愛知県社会福祉協議会受託事業）
 - ・高齢者、障害者、生活困窮者を対象に貸し付けをします。

1 1 地域包括支援センター事業（稲沢市受託事業・稲沢市民センター地区）

高齢者を対象に、心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する機関として次のような事業を行います。

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務
- (2) 総合相談支援事業
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1 2 基金運営事業

- (1) 社会福祉基金の積立
- (2) ボランティア基金の積立

1 3 軽度生活援助事業（稲沢市受託事業）

介護保険で非該当と判定された高齢者等へホームヘルパーを派遣します。

1 4 介護保険事業

介護保険法の趣旨に従い、介護サービス情報の公開整備、利用者の権利擁護、職員のサービスの質の向上等を図りつつ、効果的・効率的な事業運営を行います。

(1) 訪問介護事業

利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように訪問介護サービス計画を作成し、訪問介護員を派遣し、必要な介護サービスの提供をします。

ア 「訪問介護事業所そぶえ」の経営

イ 「ケア・パートナー」の経営

(2) 居宅介護支援事業

利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスや福祉サービスを公正中立性の基に、総合的かつ効率的に居宅サービス計画を作成し、必要な居宅介護支援を行います。

ア 「居宅介護支援事業所そぶえ」の経営

イ 「ケア・デザイン」の経営

15 障害者相談支援事業

- (1) 相談支援事業所「障がい者サポートセンターい〜な」の運営
(稲沢市受託事業)
 - ・ 障害者やその家族が安心して生活できるよう相談窓口となり、福祉サービスの利用援助やサービス計画の作成などの支援をします。
- (2) 日常生活自立支援事業
 - ・ 日常生活において不安がある高齢者や障害者の方に対し、金銭管理や契約の援助をするなど安心して暮せるよう支援します。

16 障害福祉サービス事業

障害者自立支援法に基づいて、障害者等がその有する能力や適正に応じ、住み慣れた地域での自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な居宅介護と生活支援のサービスの提供をします。

- (1) 「訪問介護事業所そぶえ」の経営
- (2) 「ケア・パートナー」の経営

17 自動販売機設置事業（収益事業）

公共施設に自動販売機を設置し、その収益を地域福祉事業に役立てます。